

(別紙)

令和8年7月1日施術分より適用

あん摩・マッサージの施術料金の算定方法

あん摩・マッサージの施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。

1 施術

(1) マッサージを行った場合

1 局所 1 回につき	470円
2 局所 1 回につき	940円
3 局所 1 回につき	1,410円
4 局所 1 回につき	1,880円
5 局所 1 回につき	2,350円

注1 「1局所につき」とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの軀幹をそれぞれ1局所として、全身を5局所とするものである。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。
なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注3 同一の患者に対する月16回以降の施術については、マッサージについて所定料金の100分の50に相当する額により算定する。

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料 1

1 局所 1 回につき	2,770円
2 局所 1 回につき	3,240円
3 局所 1 回につき	3,710円
4 局所 1 回につき	4,180円
5 局所 1 回につき	4,650円

② 訪問施術料 2

1 局所 1 回につき	1,620円
2 局所 1 回につき	2,090円
3 局所 1 回につき	2,560円
4 局所 1 回につき	3,030円
5 局所 1 回につき	3,500円

③ 訪問施術料 3

(3人～9人の場合)

1 局所 1 回につき	930円
2 局所 1 回につき	1,400円
3 局所 1 回につき	1,870円
4 局所 1 回につき	2,340円
5 局所 1 回につき	2,810円

④ 訪問施術料 4

(10人～19人の場合)

1 局所 1 回につき	620円
2 局所 1 回につき	1,090円
3 局所 1 回につき	1,560円
4 局所 1 回につき	2,030円
5 局所 1 回につき	2,500円

⑤ 訪問施術料 5

(20人以上の場合)

1 局所 1 回につき	540円
2 局所 1 回につき	1,010円
3 局所 1 回につき	1,480円
4 局所 1 回につき	1,950円
5 局所 1 回につき	2,420円

注1 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注3 同一の患者に対する月16回以降の施術については、訪問施術料について所定料金

の100分の50に相当する額により算定する。

- 注4 訪問施術料4又は5を算定する施術所における訪問施術について、同一月に集中率（訪問施術料の算定回数のうち、同一の施設等において行われるものの割合をいう。）が100分の90以上である場合には、当該月の当該施設における訪問施術の料金（一連の施術において算定される全ての料金）について100分の80に相当する額により算定する。なお、訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合は、当該施術料の算定回数も集中率の計算に含めること。

（3） 温電法を（1）又は（2）と併施した場合

1回につき180円加算

- 注1 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300円とする。
- 注2 同一の患者に対する月16回以降の施術については、所定料金の100分の50に相当する額により算定する。

（4） 変形徒手矯正術を（1）又は（2）と併施した場合

1肢1回につき470円加算

- 注1 変形徒手矯正術と温電法との併施は認められない。
- 注2 変形徒手矯正術に係る医師の同意書の有効期間は1月以内とし、医療上1月を超える場合は、改めて同意書の添付を必要とするものである。
- 注3 同一の患者に対する月16回以降の施術については、所定料金の100分の50に相当する額により算定する。

2 往療料

患者1人1回につき2,300円

- 注1 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。なお、片道16キロメートルを超える往療とは、施術所の所在地又は届け出た住所地と患家の直線距離であること。
- 注2 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。
- 注3 往療料は、治療上真に必要なと認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については、往療料は支給できないこと。
- 注4 往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して14日以内については、往療料は支給できないこと。
- 注5 定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往療料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

3 施術報告書交付料

480円

- 注 施術報告書交付料を支給する施術費給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する取扱いとすること。また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する取扱いとすること。

4 明細書発行加算

10円

- 注 患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。

5 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。